

簡易公募型競争入札に準じた方式（総合評価落札方式【簡易型】）
に係る手続開始の公示

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成25年9月30日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 北部国道事務所長 上原 勇賢

1. 業務概要

(1) 業務名 平成25年度北部国道管内道路附属物点検調査（その4）業務
(電子入札対象案件)

(2) 業務内容

本業務は、道路附属物の現状を把握し、異常または損傷を早期に発見し、安全・円滑な交通を確保するとともに、沿道や第三者への被害防止を図る為、道路附属物（標識、照明施設等）の効率的な維持管理に必要な点検およびその記録、損傷度の判定並びに対策区分の判定を行うものである。

主な業務内容は以下のとおりである。

- 点検計画 1式
- 道路附属物点検 1式
- 報告書作成 1式

(3) 履行期間 契約締結の翌日～平成26年3月31日

(4) 本業務は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。また、本業務の予定価格が100万円を超える場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

(5) 本業務は提出資料、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

(6) 本業務は、「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。

(7) 本業務は、低入札により受注した場合、当該業務については表彰の対象としない試行業務である。

(8) 参加表明書を提出する際に見積書の提出を求め、入札前に採用歩掛りを公表する試行業務である。

2. 指名されるために必要な要件

入札参加者は、下記2-1に掲げる資格を満たしている単体企業又は2-2に掲げ

2) 契約保証金 免除。

(3) 入札の無効

本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者の入札、参加表明書に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 手続きにおける交渉の有無 無。

(5) 契約書作成の要否 要。

なお、本業務において提出された技術提案について、提案内容として採用したものについては契約書特約事項として添付する。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4. (1) に同じ。

(7) 本案件は提出資料、入札等を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は、入札説明書による。

(8) 技術提案書（技術提案の履行確実性の審査に必要な部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照）。

(9) 詳細は入札説明書による。